

長崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程

平成19年3月13日

選挙管理委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第194条の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、無記名投票でこれを行い、最多数を得た者をもって当選人とする。当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、くじによってこれを定める。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙につき、指名推選の方法を用いることができる。

(委員長の任期等)

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員会は、委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長の職務を行う委員の指定等)

第4条 委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときその職務を代理すべき委員をあらかじめ指定しておかなければならぬ。

2 前項の指定をしたときは、委員長は、次の委員会において、その旨を報告しなければならない。

3 委員の改選後はじめて委員長が選挙されるまでの間は、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

4 委員長及び委員長の職務を代理すべき委員ともに事故がある場合においては、他の委員が委員長の職務を行う。

(委員の退職)

第5条 委員長が退職しようとするときは、委員長の職務を代理する委員に、委員が退職しようとするときは、委員長に退職願を提出しなければならない。

(委員の資格変更の届出)

第6条 委員は、選挙権を有しなくなったとき又はその属する政党その他の団体を変更したときは、直ちにその旨を委員長に届け出なければならない。

(委員長等の異動の告示)

第7条 委員長が選挙されたとき、委員長若しくは委員が退職したとき又は委員の欠員を補充したときは、委員会は直ちにその旨を告示しなければならない。

(委員等の異動の報告)

第8条 委員及び補充員に異動があったときは、委員長は直ちに長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）議会議長に通知しなければならない。

(委員会の招集)

第9条 委員会の招集は、会議の前日までに委員に対する告知により行う。

2 前項の告知には、招集の日時、場所及び事件を付記しなければならない。

(委員会招集の請求)

第10条 委員が委員会の招集を請求しようとするときは、文書により、事件及びその理由を付して、委員長に提出しなければならない。

(委員会欠席の届出)

第11条 委員会に出席することができない事情がある委員は、あらかじめ委員長にその旨を届け出なければならない。

(関係者の出席)

第12条 委員会において、必要があると認めるとときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

(会議録)

第13条 委員長は、書記をして会議録を作成し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させ、会議に出席した委員とともにこれに署名しなければならない。

(その他の規定)

第14条 第9条から前条までに規定するものほか、委員会の開閉、議案の審査、議決等委員会の議事については、広域連合議会の会議の例による。

(委員長の担任事務)

第15条 委員長の担任する事務は、法令で定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 委員会の運営に関すること。
- (2) 委員会に議案を提出すること。
- (3) 委員会の議決を執行すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の事務に関するこ

(委員長の専決処分)

第16条 委員会の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、委員長において専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、その旨を次の委員会に報告しなければならない。

(職の設置)

第17条 委員会に書記長及び書記を置く。

2 書記長は、委員長の命を受け、所属職員を指揮監督し、委員会に関する事務を掌理する。

3 書記は、上司の命を受け、委員会の事務をつかさどる。

(公印)

第18条 委員会において使用する公印は、別表のとおりとする。

(事務の処理)

第19条 この告示に定めるもののほか、委員会の事務の処理については、広域連合長の事務部局の例による。

(委任)

第20条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第18条関係）

名称	ひな形	形状	大きさ (ミリメートル)	書体	用途	管理者	個数
長崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会印	1	正方形	24	れい書	委員会名をもつてする文書	書記長	1
長崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長印	2	正方形	24	れい書	委員長名をもつてする文書	書記長	1

1

長崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会印

2

長崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長印